

第 82 号議案

こども本の森神戸条例の件

こども本の森神戸条例を次のように制定する。

令和 2 年 11 月 27 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

こども本の森神戸条例

(設置)

第 1 条 子どもに対し、良質で多様な図書、芸術文化及び歴史に触れあえる環境を提供することにより、子どもが豊かな感性と創造力を育むとともに、震災の記憶が残る特別な場所で、その教訓から命の大切さを学べる場とするため、こども本の森神戸（以下「本の森」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 本の森の位置は、次のとおりとする。

神戸市中央区加納町 6 丁目 1 番 1 号

(事業)

第 3 条 本の森においては、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもを対象とする図書の利用に関すること。
- (2) 子どもを対象とする図書を活用した芸術文化に触れるための場の創出に関すること。
- (3) 子どもが多様な世代と交流するための場の創出に関すること。
- (4) 子どもを中心とした来館者が神戸の歴史及び文化に触れるための場の創出に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第 4 条 本の森に次に掲げる施設を置く。

- (1) 閲覧室
- (2) 会議室
- (3) 休憩室

(4) 授乳室

(5) エントランスホールその他の便益施設

(入館料)

第5条 本の森の入館料は、無料とする。

(入館の制限等)

第6条 本の森の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、本の森への入館を拒絶し、又は本の森からの退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者

(4) 施設若しくはその附属設備（以下「施設等」という。）又は図書若しくは資料を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者

(5) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第7条 何人も、本の森内において、本の森の管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(損害の賠償等)

第8条 施設等又は図書若しくは資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第9条 市長は、次に掲げる本の森の管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

(1) 第3条に規定する事業に関する業務

(2) 本の森の利用及びその制限に関する業務

(3) 本の森の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

- 2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、本の森の設置の目的を最も効果的に達成することができると思われるものを指定管理者として指定するものとする。
- 4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(施行細目の委任)

第10条 本の森の開館時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、本の森の供用を開始する日は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日とする。

(準備行為)

- 3 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定その他の行為は、施行日前においても、この条例の例により行うことができる。

(指定管理者不在等期間における本の森の管理に関する業務)

- 4 市長が、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間における第6条、第9条第1項の規定の適用については、第6条中「本の森の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第9条第1項中「指定管理者に行わせる」とあるのは「行う」とする。

理 由

こども本の森神戸を設置するに当たり、条例を制定する必要があるため。